主 文 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。

理由

上告代理人片山一光の上告理由一、二、三1について

原判決挙示の証拠関係に照らすと、所論の点に関する原審の認定は、正当として 是認することができ、右認定に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専 権に属する事実の認定を非難するものであり、採用することができない。

同三2について

〈要旨〉 民法上、侮辱が不法行為として成立するかどうかは、行為者がなした表示の内容、手段ないし方法及び右表〈/要旨〉示がなされた時期、場所並びに関係当者、ことに被害者の職業、年令、社会的地位等諸般の具体的事情を総合的に考察をして、当該表示が被害者の人格的価値に対する社会的評価を低下させるかどうかに、当該表示が被害者の人格の価値に対する社会の評価を低下ことは、右判断であるが、不法行為成立の必須の要件をなすものにもりと解するのが相当である。それないというべきである。本件においては、上告人が被上告していまり、原審が適法に確定した事実関係のもとにおいては、上告人が被上告も、ないになり、たとえそれが公然となされたものとはいいとは、上告人が被上告も、ないの違法性を有するものというべきであり、上告人が被上告人がおのしなの違法性を有するものというべきであり、上告人が原判決の判断は、そと名誉を侵害したとして、上告人に不法行為責任を認めた原判決の判断は、ときて是認することができ、右判断に所論の違法はない。論旨は、採用することができ、右判断に所論の違法はない。論旨は、採用することができ、右判断に所論の違法はない。

よつて、民法四〇一条、九五条、八九条に従い、主文とおり判決する。 (裁判長裁判官 渡部吉隆 裁判官 蕪山嚴 裁判官 安國種彦)